

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和5年4月25日

香川県知事 池 田 豊 人

| 土地改良事業を行った者の名称 | 土地改良事業の種類 | 地区名 | 工事完了年月日 |
|---------------------|------------------------------|---------|-----------|
| 豊稔池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) | 宮の下地区 | 令和5年3月17日 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) | 平池地区 | 令和5年3月17日 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (ため池事業) | 高丸池地区 | 令和5年3月17日 |
| 観音寺市観音寺町土地改良区 | 水利施設等保全高度化事業 (水路改修事業) | 有明畑かん地区 | 令和5年3月27日 |
| 豊中町土地改良区 | 集落営農推進生産基盤整備事業 (かんがい排水事業) | 井ノ口地区 | 令和5年1月24日 |
| 観音寺市大野原町花 稲土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) | 砂地区 | 令和5年2月28日 |